

議案第42号 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

- ・生産性向上特別措置法の施行に伴い、同法が適用される場合における固定資産税（償却資産）の軽減割合を定める規定を追加するもの。

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表(第1条による改正)

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～22 （略） 23 （略）</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～22 （略） <u>23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u> 24 （略）</p>	<p>追加 改正</p>

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表(第2条による改正)

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～22 （略） 23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 24 （略）</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～22 （略） 23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 24 （略）</p>	<p>改正</p>